

第九回国会 衆議院 通商産業委員会 議録 第三号

昭和二十五年十一月二十九日（水曜日）
午後二時十六分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君

理事阿左美廣治君 理事多武良哲三君

理事中村 幸八君 理事今澄 勇君

今泉 貞雄君 小川 平二君

森谷雄太郎君 高木吉之助君

永井 要造君 中村 純一君

福田 一君 南 好雄君

村上 勇君 砂間 一良君

田代 文久君

委員外の出席者

資源庁次長 岡田 秀雄君

通商産業事務官 讚岐 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源庁鉱山局 課長 喜八君

資源調査費国庫負担の請願（山崎岩男君外一名紹介）（第八一號）の審査を本委員会に付託された。

本日（十一月二十八日）の会議に付した事件

小委員の補欠選任

鉱業法施行法案（内閣提出第四号）

第一類第十一号 通商産業委員会議録第三号 昭和二十五年十一月二十九日

○小金委員長 これより通商産業委員会を開会いたします。

法案の審議に入ります前に、お諮りいたします。前回の委員会におきまして御指名いたしました小委員のうち、若干の変更をいたしましたと思ひます。それは、地下資源開発及び合理化に関する小委員会の永井要造君を小川平二君に、中小企業に関する小委員会の小川平二君を永井要造君に、また中村幸八君を阿佐美廣治君に、さらに織維に関する小委員会中、小平忠君を福田一君に変更いたしましたと思ひますが、御異議はございませんか。

○異議なしと仰る者あり

○小金委員長 御異議がないようでありますからさよう決定いたします。

○小金委員長 次に鉱業法施行法案を議題といたします。これより質疑に入ります。質疑は通告の順によつて順次これを許します。中村幸八君。

○中村（幸）委員 私は、先日來行われました委員会において、鉱業法案並びに採石法案に関連いたしました、鉱業法施行法案についての質疑も一通りはしたのであります。が、なお若干お尋ね漏れの点もありませんか、さらに鉱業法案の修正点等にも関連しまして、これから二、三點お尋ね申し上げたいと思ひます。

○委員退席、多武良委員長代理（着席）

第一は、鉱業権の存続期間の問題についてであります。実は私も先

般來の委員会の質疑応答を通じまして、この存続期間についても相當な修正を加へたいという考えを持つておるものであります。すなわち採掘権につきましても、原案におきましてその存続期間が三十年であります。無期限にしたい。また試掘権につきましても、原案におきましては存続期間が二年であり延長一回限り許すということになつておりますが、私もこれといたしましては、その存続期間を四年とし、さらに必要に応じて一回二年の延長を認めるようにしたい、かように考えておるのであります。そういたしますと、これに伴ひまして現存いたしておりますところの試掘権につきましても、權衡上やはり二年の延長を認める必要があると思ひますが、この点について政府のお考えを承りたいと思ひます。

○岡田説明員 鉱業法の御審議の最中におきまして、試掘権の存続期間を、試掘権につきましてもは原案が二年となつておりますものを四年にする、また採掘権につきましてもは三十年に限定されておるものを、旧法と同じように無期限にしたらどうかという強い御要望もございました。當時の私どもの答弁におきましては、一応原案として立案いたしました趣旨等につきましても、是る申し上げたのでございしますが、院議をもつてさうに御修正に相なりま

すにおきましては、それもまた十分なる理由のございしますこととございまして、私ももといたしまして、特別にどうこう申し上げることはないのである

うに御答弁したように存するのでございします。そうなりますれば、權衡上から申しまして、從來の試掘権が、原案におきましては存続期間になつておるのであります。それを四年にいたしまして、一回二年の延長を認めるということになりませんと、權衡がとれぬかと思ひます。鉱業法の方における御修正が成立いたしますれば、施行法につきましても同様にいたさねばなるまいかと存じております。

○中村（幸）委員 大だいまの御答弁で大體了承したのであります。なお現存する試掘権が二年の延長を認めることになるといたしまして、それはおそれなく鉱業法施行の日から二年の延長ということになるのじやないかと思ひます。

○岡田説明員 お話のように、新法の施行が遅れば遅れるだけ試掘権の消滅して行くという状態がふえることは、まことにお気の毒なものでございまして、私もいたしまして、できるだけ限りの施行の日を早めるように、最善の努力を盡したいと思ひます。一つ一つお尋ねのことは、お説によりまして、二月一日を多少でも短縮する、たとえ一日でも早く施行するよう

に努力したいと思ひます。

○中村（幸）委員 次に今回の追加鉱物についての優先権の問題に関連しましてお尋ねいたしましたのであります。が、施行法案の五條に、「新法の施行の日の六箇月以前から引き続き追加鉱物を採掘している者又はその承継人

かりにこの臨時国会でおきめ願ふるといたしますならば、二月一日程度には施行できるかと存じております。

○中村（幸）委員 二月一日に施行の御予定になつておるようであります。が、実は今日以後二月一日ごろまでに消滅する試掘権が相當あるのであります。これは、先ほど申しましたような気の毒な事情にありますが、政府に

おいてもできるだけ各種の準備を整えられまして、これを一月の中旬あるいは一月の初めに施行するように、ぜひとも御努力願ひたいと思ひます。が、その点ができまつかどうか、もう一ぺん御答弁を願ひたいと思ひます。

○岡田説明員 お話のように、新法の施行が遅れば遅れるだけ試掘権の消滅して行くという状態がふえることは、まことにお気の毒なものでございまして、私もいたしまして、できるだけ限りの施行の日を早めるように、最善の努力を盡したいと思ひます。一つ一つお尋ねのことは、お説によりまして、二月一日を多少でも短縮する、たとえ一日でも早く施行するよう

に努力したいと思ひます。

○中村（幸）委員 次に今回の追加鉱物についての優先権の問題に関連しましてお尋ねいたしましたのであります。が、施行法案の五條に、「新法の施行の日の六箇月以前から引き続き追加鉱物を採掘している者又はその承継人

かりにこの臨時国会でおきめ願ふるといたしますならば、二月一日程度には施行できるかと存じております。

○中村（幸）委員 二月一日に施行の御予定になつておるようであります。が、実は今日以後二月一日ごろまでに消滅する試掘権が相當あるのであります。これは、先ほど申しましたような気の毒な事情にありますが、政府に

おいてもできるだけ各種の準備を整えられまして、これを一月の中旬あるいは一月の初めに施行するように、ぜひとも御努力願ひたいと思ひます。が、その点ができまつかどうか、もう一ぺん御答弁を願ひたいと思ひます。

○岡田説明員 お話のように、新法の施行が遅れば遅れるだけ試掘権の消滅して行くという状態がふえることは、まことにお気の毒なものでございまして、私もいたしまして、できるだけ限りの施行の日を早めるように、最善の努力を盡したいと思ひます。一つ一つお尋ねのことは、お説によりまして、二月一日を多少でも短縮する、たとえ一日でも早く施行するよう

に努力したいと思ひます。

○中村（幸）委員 次に今回の追加鉱物についての優先権の問題に関連しましてお尋ねいたしましたのであります。が、施行法案の五條に、「新法の施行の日の六箇月以前から引き続き追加鉱物を採掘している者又はその承継人

かりにこの臨時国会でおきめ願ふるといたしますならば、二月一日程度には施行できるかと存じております。

○中村（幸）委員 二月一日に施行の御予定になつておるようであります。が、実は今日以後二月一日ごろまでに消滅する試掘権が相當あるのであります。これは、先ほど申しましたような気の毒な事情にありますが、政府に

おいてもできるだけ各種の準備を整えられまして、これを一月の中旬あるいは一月の初めに施行するように、ぜひとも御努力願ひたいと思ひます。が、その点ができまつかどうか、もう一ぺん御答弁を願ひたいと思ひます。

○岡田説明員 お話のように、新法の施行が遅れば遅れるだけ試掘権の消滅して行くという状態がふえることは、まことにお気の毒なものでございまして、私もいたしまして、できるだけ限りの施行の日を早めるように、最善の努力を盡したいと思ひます。一つ一つお尋ねのことは、お説によりまして、二月一日を多少でも短縮する、たとえ一日でも早く施行するよう

に努力したいと思ひます。

が「云々」とあります。六條の方には、「新法の施行の日の一年以前から引き続き追加鉱物の取得を目的とする土地の使用に関する権利を有している者又はその承継人」こういう規定になつております。つまり追加鉱物について、現在掘採している者あるいは掘採する契約をすでに結んでいる者、これを保護する規定に思ふのであります。が、この日が問題になるのであります。第五條の場合には「六箇月以前から引き続き」、六條の場合には「一年以前から引き続き」とありますけれども、実は今度の鉱業法の改正が早くから民間に漏れまして、新法施行を見越しまして、追加鉱物の既得権を得るために、何も知らない土地所有者を欺いて、むりやりに、土地使用権の契約、あるいはともかく一応形だけでも石灰石等を掘採しているような体裁を整えて、掘採している土地所有者でもない、また鉱物の発見についての功労者でもない、単なる早耳の策謀家を施行法が保護する、という結果になるのであります。従つて、この五條の六箇月、あるいは六條の一年という日数を、もう少し早くから実施掘採しているか、あるいは権利を持つておつた者に限る必要があるのかと思ひますが、この点御答弁願ひたいと思ひます。

○岡田説明員 お話のございましたように、この法律の施行を事前に、察知いたしまして、これを不当に自分の利益に悪用する、という意味合は、土地所有者をごまかして権利をとつた者もあるいは想像し得るところでございます。しかしながら、現に追加鉱物を掘採している者につきましては、六箇月以前から掘採しているにいたしておるのでございまして、六箇月間引き続き掘採して、しかも正当なる権限に基いて追加鉱物を掘採しておるといたしますならば、まづこれはまじめにやつておる、また土地所有者以外の者であるといひます。ならば、土地所有者との間にちやんと話合ひがついて円満に、しかも権限に基いて掘採していると認められるわけであると思ふのであります。六箇月では短いから一年がよいかといふことになりまして、特にその辺の線を引くこともむずかしいかと思ふのであります。あらゆる新しい法律をつくり出すときに、過去にさかのぼりますして今このことを規定したもので多少は例外的な事例にも属するわけでございます。以前から掘採しておるといふ事実がありますれば、これはまず保護してやつていかなるべきでないか、一年以上あるいはその前から掘採しておらねばならぬといふのも、多少法律制定の趣旨から申しましてもさかのぼり過ぎるのではなからうか。但し現に掘採しておらぬで、権利だけ持つておる者につきましては、現に掘採している者と同じ期間でこれを権利とするのは、これはまたいささか権衡上もぐあひが悪いと存じますので、片一方を半年、片一方を一年としたわけでありまして、但し権利を持つておられます場合には、その権利が追加鉱物を掘採することを目的としておるものと、それが明瞭に認められる場合でありましても、その権利を保護する必要のないように規定いたしておるのであります。土地所有者もその権利を行使した相手方が、鉱物を掘採のだといふことを十分に認識いたしまして、

契約なりをいたしたとしますならば、しかもそれが一年さかのぼつた前からやつておるといふことであります。まづ、これは一応土地所有者に優先しまして、この者に鉱業権を與へることにいたしました。大して支障を來すといふことにならぬのじやなからうか。まあいづれにしても、契約または慣習の内容が追加鉱物を掘採するといふことが明瞭になつておるといふことを條件としておるわけでありまして、その辺で悪弊を防止し得るのじやないかと考へておるわけでありまして。

○中村(幸)委員 次に御尋ねいたしましたことは、今度の鉱業法案が施行になりますと、石灰石以下七種のものが新しく鉱物として追加されるわけでございます。そういったと、この区域内に追加鉱物がある土地所有者、あるいは何らかの権利を持つておる者、あるいはまた現に石灰石等を掘採しておる方々が、権利を剥脱されてしまふのはないかと非常に心配をしておられるように聞いておるのであります。

○岡田説明員 土地の所有者でありまして、その土地に対して追加鉱物を掘採することを目的とした権利を持つておる者でありまして、あるいは現に追加鉱物を掘採しておる者、この者に保護する規定をいたしましては、まず第一に現に追加鉱物を掘採しておる者に對しましては、新法施行後六箇月の間引き続き掘採することを認め、その期間内に掘採したものは優先的に処理することといたし、また新法の特例として、他の鉱業権との重複設定のことも特に認めることにいたしておるのであります。追加鉱物を取得するために、土地の権利を有しておる者に対しては、新法施行後六箇月以内に掘採をいたしますならば、ただいま申し上げました、現に追加鉱物を掘採しておる者に次ぎまして優先的に掘採をいたし、ただいま申し上げた現に掘採しておるもの以外の鉱業権との重複設定をも特例的に認めることといたしておるのであります。土地所有者に對しましては新法施行後六箇月以内に、先ほど申し上げた現に掘採しておる者、並びに土地に對して鉱物を掘採する権利を持つておつた者、その以外の者に對しましては土地所有者の出願が優先することを考へまして、土地の通産局長は、現に掘採しておる者、または掘採の権利を持つておる者、以外の者から鉱業権の出願がございしたときには、ただちに土地所有者に對しまして通知いたしまして、そしてその通知に基きまして、土地所有者が一箇月後に掘採をいたしますならば、現に掘採しておる者、または権利を持つておる者に次ぎまして優先的に掘採が処理されるという仕組みを考へておるのであります。また現に鉱物を掘採しておる者、または権利を持つておる者が掘採して出願につきましては、先ほど申し上げたように、例外的

に重複設定を認めることといたしたため、重複出願の調整、あるいは重複設定の場合の掘採の制限、及び掘採方法の協議に関する規定を設けまして、両者の間の紛争を適当に処理する方法を考へたのであります。それから新法施行の際に追加鉱物を掘採しておる者、または土地の権利者から代償を受けていた土地の所有者に對しましては、新しく優先的に掘採をして追加鉱物となつた者から、相當の補償金の請求をなす得ることとしたのであります。また現行砂金法によりまして、その鉱区内で砂金をとる権利を持つておられます掘採者に對しましては、新法施行後三箇月内の掘採の継続を認めまして、その期間内に通商産業局長の實際に金をとつておるのだという意味の確認を受けましたときには、新法の特例としていたしたものであります。大体の点につきましては以上のような方法で保護するようにいたしております。

○中村(幸)委員 ただいまの御説明によりましてよくわかりましたが、土地所有者、あるいは土地に對して権利を持つておる者、あるいはまた現に追加鉱物を掘採しておる者、こういうような者に對するいろいろ行き届いた保護規定を置かれておるということにつきましても、これは多とすものであります。ただいまの御説明によりまして、本法施行後六箇月の期間経過後は、現に石灰石等を掘採しておる者も法の命ずるところによつて出願をして、権利を獲得しなければ以後は掘採ができないう。あるいはまた本法施行後六箇月を経過した後に於いては、鉱業権設定の

いませんので、土地所有者に對しましては相當の補償金を請求する権能を認めたわけであります。しかば相當の補償金とは何ぞやという問題に相なるわけでありますが、過去におきまして數次にわたつて鑑査法の改正に伴ひまして追加鑑査物をいたした事例があるものでございますが、その場合におきまして、常にかような規定を設けて參つたのでありまして、幸か不幸か土地所有者と鑑査業者との間におきまして円満な話し合ひができたのが通例でございます。今度の新法立案にあたりまして、全国の通商産業局に調査をしたのでございますが、局長の決

定を求めて来た事柄に何となくがたがたしたように存するのであります。従いまして私どももいたしましては、この條文に基きまして、土地所有者と新しき追加鉱物の鉱業権者とが円満な話し合をしていただくことを意願しておりますが、万一まとまらぬときは、その仲裁役として通産局長が介入してあつせんとするというふうな氣持にいたしてあるのであります。鉱物の分最なりあるいはその土地の状況並びに兩者の間の從來からの行きがかりなり、いろいろな事情がからみ合つておると存するのであります。一定の基準を設けて相當の補償金の決定方の一應の目安をつけておくといふことはまあ非常にむづか

しいかと思ふのであります。ただ私ともで一応考えておりますのは、租鑑権の放棄の場合に、六箇月以前に通告するか、あるいは六箇月分の租鑑料を拂えというようなことがあるのであります、必ずしもこれと同一の事例とは申しがたいのでありますけれども、

これらのことを常軌的に考へてみますれば、一年とか二年とか、あるいは三年とかいう程度でまともなれば一番常識的なようにも考へておるのでありますけれども、具体的な基準と申しますものは、今のところちよつときめることがむずかしいかと、かように考へております。

○中村(幸)委員 基準をきめることはなか／＼むずかしいことと私も思ふのでありますが、しかし土地の所有者等は非常にこの点を心配いたしておるわけでありまして、できるだけあたたい親心をもつて、今まではともかく土地所有権の権能としてかつてに探掘ができたのでありますが、これができなくなる、しかも一方において補償金をとつておつたのが将来はとれなくなるというふうな気の毒な事情にもありますので、できる限りこれを六箇月とか一年とかいうふうなことでなく、相当長期にわたつての使用料というふうなものも見込んで決定する必要があるんじゃないか、かように考へますので、今後の善処方を特に希望いたしまして私の質問はこれで終ることにいたします。

○小金委員長 次は阿佐美廣治君。
○阿佐美委員 大だいまの中村委員の御質問に関連いたしまして第十三條の補償金の点につきまして、三質問をいたしたいと思ひます。従来まで石灰石等は法定鉱物でないために、石灰石等を探掘する場合は、土地の所有者と一定の契約に基きまして探掘いたした例が多かつたのでありますが、今度鉱業法の改正によりまして新たに石灰石は法定鉱物に追加されたため、従来のような制限はなく、自由に探掘いたし

てもよろしいようになりまして、今後は鉱業法に基きまして国家の保護により探掘せられることは、石灰石等の重要性よりしきつてきつて時宜を得たことと思ひますが、一方これらの追加鉱物を産出させた土地の所有者の立場から考へますと、十分考慮して、その上に不測の損害を與えないように規定すべきではないかと思つておりました。幸いこの鉱業法施行法案が第十三條に補償金の規定をあげてありますことは、きつめてけつこうなことでありまして、しかしながら條文の内容につきましまして、いまだ納得の行かない点がありますので、以下数点につきまして政府の明快なる答弁を望むものであります。

第一に、ただいま中村委員の御質問で、相当の補償金につきましては、御答弁を聞いたのでありますが、請求できます相当の補償金とは、一時的のものであるか、それともある一定の期間請求してよいものか、または半永久的のものか、すなわち請求いたしたことにによる有効期間につきまして、政府はいかなる諸想をお持ちになつておりますか、これについてお伺いいたしたいのであります。

○岡田説明員 先ほど中村委員の御質問の場合にもお答えいたしたのでございしますが、私も私どもといたしましては、相当の補償金の内容は、土地の所有者と鉱業権者との間の話し合いでおきめ願うことを期待いたしておるのであります。先ほども申したのでございしますが、過去におきまして、鉱業法の改正に際しましては、新しく鉱物を追加した例が数次にわたつてあるのでございします。その際におきまして、この

第十三條とほとんど同一の経過規定をおいたのでございしますが、その実態を調べてみますと、鉱山監督局長なり、それ／＼名前ばかりはかわつておりますが、政府機関の方へ決定なり裁定なりを申し出た事例は絶無でございまして、ほとんど全部が両者の円満なる話し合いによりまして、相当の補償金がついておるのであります。今度の場合におきましては、従来の場合より土地所有者と鉱物との関係がより密接であるということも私も承知いたしております。この点、あるいは過去の場合よりは問題で多少はこつてくことが多くかとも思ふのでありますが、やはり原則といたしまして、両者の話し合いでやつていただきたい。特にその鉱業権に基きまして鉱物を探掘するにいたしまして、土地の所有者との間において意思の疎通と申しますか、円満を欠くようなことがございしますならば、その鉱業の実施は、すなわち進まないものであります。従いまして鉱業権者といひましたも、いたずらに土地所有者に對しましておかしな態度をとることは考へられないのでございします。常識ある決定がなされることを期待いたします。すると同時に、そうなるであらうと存ずるのであります。万一紛争が起きました場合に、局長の決定を申出て来るわけでありまして、局長がどういふふうに裁定するであらうか、あるいは一時的の補償にするか、あるいは半永久的な補償にするか、あるいは二、三年あるいは四、五年というふうな期限のやるかということは、ちよつとここでは私として申し上げかねるのでございしますが、要するに過去の契約の内容なり、鉱物の保存量なり、その品質であるとか、あるいはその所有者の土地の状況がどうであるか、いろいろ条件をにらみ合せて、両者のよき仲介者として、実情に合う結論を出していただきたいと思つておるのであります。先ほどは租賦権の放棄の例を引用いたしたのでありますが、租賦権の放棄の場合には、六箇月以前に予告するか、または六箇月分の租賦料を積むか、どちらかしなければ租賦権を放棄することができないという規定が鉱業法の中にあるのでございしますが、これがこの場合に適切に該当するとは思つておりませんが、通常の場合におきましては、何年分というふうな補償がなされるということが常識的にはなからうか、かように考へておるわけでありまして、第一的には両者の円満なる解決を願ひ、もし持ち込んで参られました場合にございしても、そのとき、その事例の持つております特質に應じて、決定がなされなければならぬと思つております。具体的にどういふことは、現在のところちよつと申し上げかねるよう存するのであります。

○阿佐美委員 次は私は、この規定は、従来土地所有者が一定の契約に基いて金銭をとつておるものが、この鉱業法の改正によりまして石灰石等が法定鉱物となつたことによりまして、これらの今までの契約が無効になることによつていろいろの問題が起る、つきましては、ただいまの御答弁によりまして、無用の摩擦を避けるための一時的の処置ではないか、こつちやうに考へております。これについて御説明願ひます。

○岡田説明員 先ほど御答弁申し上げました中の最後の方に申し上げたのであります。私も、私もといたしまして、常識的に申しますれば、鉱業権者と土地所有者との間で話をして、一定の金を支拂つてそれで終りになるというふうには、あまり将来にわたつて問題を残さぬ方が適當であらうと存じます。すべてそうなるかどうかといふことは、つきましては、その具体的事例によつてそれ／＼異なつて来るかとも思ふのであります。全部がそうなるとも申し上げかねます。あるいは鉱業権者によりましては、将来にわたつても一定の歩合式に拂つてやるといふことを了承する者があるかもしれないと思ふのであります。その辺はそのときどきの実情によつてきまるのではないかと存じております。

○阿佐美委員 なおお伺いいたします。補償金の額は、従来契約に基きまして取得した金額と比べて、どの程度の補償金を政府はお考へになつておられるか。ただいまいろいろ御説明をお伺いいたしましたが、はつきりしない。この内容につきまして御指示がいただけるものならば、なお重ねて具体的に伺ひたい。

○岡田説明員 先ほど来繰返して申し上げております通りでございまして、具体的にどういふことは申し上げかねる点を御了承願ひたいのでありますが、従来契約なり、あるいは慣習の内容といふものが、この相当の補償金を決定する上に有力なる材料になることとは間違いないと思つております。たとへば年にして何年という契約であつた場合に、それを何年分のものを出すか、あるいは鉱業をやつておる

間中、一年ずつ何ぼという形でやるか、その辺につきましましてはあくまで両者の協議にまかざるを得ないのであります。かりに決定の申請がありましてした場合において、通商産業局長が決定する場合におきましても、両者の言い分なりあるいは関係者の聴聞等もいたすわけでありまして、そういう聴聞に現われて参ります意見のぐあいなりいろいろの状況によりまして千差万別であらうと思ひますので、どの程度の金額が妥当であるかということにつきましましては、今ここで一般に通用し得るような意味合いにおいてお答えすることはちよつとしたしかなるようには思ひます。

○阿左美委員 なお伺いをいたしますが、従来一定の地域に対し一定の契約に基いて採掘をいたしておる者が、新たに鉱業権者になつた者に対しまして補償金を請求することができると思ひますが、これについてひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○岡田説明員 現に土地がありまして、その土地所有者である甲なら甲という人がある。乙という、所有者の土地の中で追加鉱物を掘つてゐる人がある場合、その掘つてゐる土地に対してさらに丙という者が鉱業権を設定した、その場合に、従来から掘つておつた者が丙という新しくできた鉱業権者に対して補償金がとれるかと、こういう御質問でございますか。

○阿左美委員 そうです。

○岡田説明員 さうでありますならば、それはとれないのでございまして申しますのは、現にある土地におきまして、追加鉱物を採掘しておる人は、本法施行後六箇月間内に申請を

いたしますならば、若干の例外はございましてけれども、一切の者に優先いたしまして鉱業権がとれる仕組みになつておりますから、そのことをやつていただきますならば、自分の掘つてゐる土地へ第三者が鉱業権を持つということはないわけでございます。その方では救済してございまして、補償金の問題は規定いたしておらぬのでございまして。

○阿左美委員 どうもいろいろ伺ひましても、この補償金の規定は、政府側におきましても考え方がまことにはつきりいたしておらないように考えますので、今後いろいろの問題を残すことと思ひます。すなわち土地所有者と、所有権を指しておるのでありますから、今後はこの補償金は従来の採石料などを全然問題の対象にする必要はなしという考え方を持つ鉱業権者が出て来ると思ひます。現に私のおる秩父あたりにはいたしまして、石灰石の採掘は相当深部を掘つております。このような場所でも土地の所有者は補償金を請求することができるとか、またはその場合政府の考え方はどうでありますか。地上権というものは、所有者にあると思ひますが、石灰石を採掘する場合に、地上から深部に對して採掘をする、こういうような場合には、相当所有権を尊重すべきものがあると思ひますが、こういうような場合におきましても、この補償金というものの請求はできないのですか。

○岡田説明員 かりに石灰石の採掘が、地下の深い方に向つて掘つておる場合におきましても同様でございまして、土地所有者は鉱業権者に対して補償の請求ができるわけでありまして、な

お深部を採掘いたしましたために、地上の土地に鉱害を加えるようなことが起きますれば、これは第十三條の規定とは別に鉱害の賠償としての問題で、別途土地所有者と鉱業権者の間に問題が起きますけれども、その鉱害の問題は別でございまして、深部を掘るとか浅いところを掘るとかいうことによりまして、この十三條の補償には別に區別はございせんか。

○阿左美委員 次に第十三條の第三項に、土地所有者の請求に対して鉱業権者が正当なる理由がなければ承諾を拒むことができないとありますが、正当の理由なくして拒んだ場合は、政府はこの鉱業権者に対していかなる措置をおとりになりますか、お伺ひいたします。

○岡田説明員 正当なる理由がなければ拒むことができないと申しておりますのは、たとえて申しますれば、土地所有者が常識から考えてもとうてい考えられぬ程度の高い補償金を請求したというふうな場合がありますれば、一応これは拒むことができると思ひますが、その場合におきましては土地所有者は通商産業局長に申請をしていただきます。そこで局長が仲介者となりまして、あつせんをいたすことに相なるわけでございます。

○阿左美委員 以上をもちまして私の質問は終りたいと思ひますが、この補償金の規定につきましては、石灰石等を採掘する者は土地所有者もひとしくこの條文に對しましては不安な氣持を現在も持つておられるのであります。しかも政府側の考え方もまだはつきりいたしておらないように考えられますので、同一の土地所有者の地域に、別

の鉱業権者が鉱業権を設定した場合、鉱業権者にも補償金を請求ができるのですが、すなわち十三條の第一項に書いてある新法施行の際の内容につきましては、特別な政府の御考慮を本案にうたつた以上は、これが運用についてはしつかり腹をきめてやらんことを切望いたしまして私の質問は一応終りたいと思ひます。

○小金委員長 ほかに御質疑はございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 別段御発言がないようでありましますから、本法草案に対する質疑はこの程度をもつて打切ることといたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議がないようでございますから、さう決定いたしました。明日は午後一時から本委員会を開会する予定であります。本日はこの程度をもつて散会いたします。

午後三時二十一分散会

昭和二十五年十二月九日印刷

昭和二十五年十二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所